

9月20日～26日は『動物愛護週間』です

動物の安全に配慮しましょう



● 問い合わせ 環境保全課 (東庁舎4階) ☎ 34-3024 ☒ 34-0400

動物の愛護および管理に関する法律では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、動物愛護週間を定めています。

動物は、人間の生活を豊かにし、癒しを与えてくれる、かけがえのない存在です。

しかし、近年では、無責任な飼い主によって、動物をめぐるトラブルが数多く発生しています。飼い主としての責任を十分に自覚し、動物の健康や安全はもちろん、周辺的生活環境にも配慮しましょう。

動物の飼い主は、次の6つのことを守り、動物を飼育しましょう。

- 1 健康と安全の保持と迷惑防止
命ある動物を飼うということの責任を自覚し、種類や習性に応じて、正しく飼いましよう。また、飼育動物が、周辺の生活環境に影響を与えないようにしましょう。
- 2 終生飼養
飼う前に、動物が命を終えるまで、責任をもって飼うことができるか考えましょう。
- 3 繁殖制限
不幸な捨て犬・猫をつくらないために、繁殖を望まない場合は、動物に去勢・不妊手術を施しましょう。
- 4 身元表示 (所有明示)
自分の飼っている動物であることが判別できるように、首輪やマイクロチップ等を着けましょう。迷子になったときに探す手がかりとなります。
- 5 病気の知識と予防
動物由来の感染症には、狂犬病等の恐ろしい病気があります。動物に起因する感染症に関する正しい知識を持ち、予防に努めましょう。
- 6 逸走防止
動物が逃げ出すことにより、人や物に危害を加えたり、交通事故に巻き込まれて命を落としたりすることが懸念されます。屋内での飼育や、係留するなどの対策をしましょう。



災害への備えをしましょう

飼育動物は飼い主が頼りです

- ① ケージや多くの人がいる場所に慣れるように、普段からしつけをしておく、日常生活だけでなく非常時にも役立ちます。
- ② 万が一、飼育動物と離ればなれになったときのために、首輪に鑑札と注射済票の他に、迷子札をつけましょう。
- ③ 飼育動物用避難袋を用意しましょう。避難袋の中には首輪、ケージ、リード、杭等係留に必要なものや、3～5日分の食事と水、常備薬、排泄物処理用品やおもちゃ、おやつ等を入れておきましょう。

犬を飼うときは

- ◆登録と狂犬病予防注射を
飼い主は、犬の登録と年度1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、法律により義務付けられています。
- ◆必ずつないで飼いましよう
長野県の条例で飼い主は、飼い犬の係留を義務付けられています。
- ◆フンは必ず持ち帰りましよう
公共の場所を汚すことは、県と市の条例により禁止されています。
- ◆犬が無駄吠えしないよう工夫を
犬が吠えるのには必ず理由があります。鳴き声が周辺的生活環境に影響を与えないように、飼い主が工夫して飼育しましょう。

猫を飼うときは

- ◆屋内飼育に努めましよう
猫の屋外飼育は、フン・尿等の不始末による近所とのトラブルだけでなく、病気への感染や、交通事故にもつながります。
- 野良猫への無責任な餌やりはやめましよう
野良猫に餌を与えると、多くの猫が集まり、フン・尿等による近隣トラブルの原因となります。餌を与えたら飼い主とみなされる場合があります。また、地域とボランティアと市が協力して行っている「地域猫管理活動」にご理解とご協力をお願いします。